

平成 27 年第 1 回阿蘇市議会臨時会目次

○ 1 月 14 日（第 1 号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	2
開会宣告	2
議事日程の報告	
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期の決定について	3
日程第 3 提案理由の説明	3
日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について	4
日程第 5 議案第 1 号 阿蘇市黒川出水災害危険区域に関する条例の制定について	6
日程第 6 議案第 2 号 平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について	11
閉会	13
会議録署名	14

第1回阿蘇市議会臨時会会議録

1. 平成27年1月14日 午前10時00分 招集
2. 平成27年1月14日 午前10時00分 開会
3. 平成27年1月14日 午前10時40分 閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	谷 崎 利 浩	2 番	園 田 浩 文
3 番	菅 敏 徳	4 番	市 原 正
5 番	阿 南 善 範	6 番	森 元 秀 一
7 番	河 崎 徳 雄	9 番	大 倉 幸 也
10 番	湯 淺 正 司	11 番	田 中 弘 子
12 番	五 嶋 義 行	13 番	野 田 好 一
14 番	高 宮 正 行	15 番	井 手 明 廣
16 番	川 端 忠 義	17 番	高 宮 今 朝 秀
18 番	藏 原 博 敏	19 番	古 澤 國 義
20 番	田 中 則 次	21 番	古 木 孝 宏
22 番	阿 南 誠 蔵		

欠席議員

8 番 市 原 新

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	宮 川 清 喜
教 育 長	阿 南 誠 一 郎	教 育 部 長	園 田 羊 一
総 務 部 長	和 田 一 彦	市 民 部 長	佐 藤 菊 男
経 済 部 長	渡 邊 孝 司	土 木 部 長	伊 藤 繁 樹
総 務 課 長	高 木 洋	農 政 課 長	本 山 英 二
建 設 課 長	井 八 夫	財 政 課 長	宮 崎 隆

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石 寄 寛 二	議会事務局次長	若 宮 一 男
書記	佐 藤 由 美		

9. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 提案理由の説明

日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について

日程第 5 議案第 1 号 阿蘇市黒川出水災害危険区域に関する条例の制定について

日程第 6 議案第 2 号 平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について

午前 10 時 00 分 開会

開会宣告

○議長（阿南誠蔵君） 改めまして、おはようございます。

希望に満ちた平成 27 年の新春を迎え、本日は執行部の要請によりまして臨時会を招集致しましたところ、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は 21 名であります。8 番、市原新君につきましては、所定の手続きを経まして欠席の届けを受けております。

従いまして、定足数に達しておりますので、平成 27 年第 1 回阿蘇市議会臨時会をこれより開会致します。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

日程に入る前に、市長より発言の申し出がっておりますので、これを許したいと思いません。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

議会の冒頭ではありますが、平成 26 年 12 月 12 日に福岡高等裁判所から判決言い渡しのありました懲戒免職処分取消請求訴訟事件につきましては、阿蘇市と致しまして市が行った懲戒免職処分は適応な処分であったことを主張すべく、12 月の 24 日付で最高裁判所に上告を致しましたことをご報告を申し上げます。

市の行った処分の正当性を主張してまいりますので、議員各位のご理解を宜しくお願いを申し上げます。

報告を終わらせていただきます。

○議長（阿南誠蔵君） 以上で、市長の報告を終わります。

それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。

なお、本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を致します。

今期、臨時会の会議録署名議員は会議規則第88条の規定によりまして、18番、藏原博敏君、19番、古澤國義君を指名致します。

日程第2 会期の決定について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第2「会期の決定について」を議題と致します。

会期の日程につきましては、これより議会運営委員長が報告を致します。

議会運営委員長、井手君。

井手君。

○議会運営委員長（井手明廣君） 改めまして、おはようございます。

議会運営委員会の報告を致します。

平成27年1月9日午前10時より、本臨時会の会期日程について審議を致しました結果、会期につきましては、本臨時会の付議事件が専決処分の報告について、条例の制定について、及び一般会計補正予算についての合計3件であることから、会期を本日1日間と致しました。

次に、本臨時会における議案等の審議の方法であります。委員会付託を省略致しまして採決することと致しました。

以上で、議会運営委員会の会議の結果について、ご報告を終わります。

○議長（阿南誠蔵君） 会期の決定につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

従いまして、会期は本日1日間と決定を致しました。

日程第3 提案理由の説明

○議長（阿南誠蔵君） 日程第3、これより市長の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） 平成27年第1回阿蘇市議会臨時会の提案理由の説明をさせていただきます。

報告第1号「専決処分の報告について」

本件は、平成26年10月2日に阿蘇市一の宮町宮地5599番地5（阿蘇中央農免道路）において発生した一般車両の物損事故について、同年12月26日に示談が成立、地方自治法第180

条第1項の規定に基づき先決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議案第1号「阿蘇市黒川出水災害危険区域に関する条例の制定について」

本件は、建築基準法第39条の規定に基づき、災害防止上、黒川流域を災害危険区域に指定し、建築物の建築に制限を設ける必要があるため、本条例を制定するものであります。

議案第2号「平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第7号補正であります。

歳入では、大規模建築物耐震診断に係る国県補助金を計上しております。

歳出では、下り山川護岸応急工事及び大規模建築物耐震診断事業補助金等を計上しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ753万8,000円を増額し、歳入歳出予算総額を176億4,374万9,000円と致しました。

以上、議案等3件（報告1件、議案2件）を本日上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿南誠蔵君） 以上で、市長の「提案理由の説明」が終わりました。

お諮り致します。

本臨時会に付託されました事件につきましては、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

従って、本臨時会に付託された事件につきましては、委員会の付託を省略することに決定致しました。

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第4、報告第1号「専決処分の報告について」を議題と致します。

農政課長の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（本山英二君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました、報告第1号「先決処分の報告について」ご説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開き下さい。

提案理由。本件は、平成26年10月2日、阿蘇市一の宮町宮地5599番地5（阿蘇中央農免道路）において発生した一般車両の物損事故について、同年12月26日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

2ページの専決処分書をご覧ください。

まず、1. 損賠賠償の相手ですけれども、記載のとおりであります。

2. 事故の詳細

平成 26 年 10 月 2 日午後 1 時頃、阿蘇市一の宮町宮地 5599 番地 5（阿蘇中央農免道路）において、甲の運転する車両が、老朽化により固定されていなかった道路を横断している側溝上のグレーチングに乗り上げ、左前輪がパンクした。

3. 損害賠償の額です。

甲の損害金額 9,320 円のうち、市は甲に 6,524 円を支払う。市の過失割合は 7 割でございます。

4. 和解事項

本件事故に関して、今後、双方ともいかなる事情が発生しても、一切異議の申し立て及び請求を行わないことを確認する。

この、阿蘇中央農免道路につきましては、アゼリア 21 前の道路でございます。国道 265 号線から市道小堀線までの区間、約 2,400m の農道です。道路を横断する側溝のグレーチングは、通常ボルトで固定してあるところでございますが、老朽化等によってボルトが破損し、グレーチングが浮き上がった状態の中で、そこに車両が乗り上げたということでパンクをしたものでございます。

今回の事故を受けまして、前回の 12 月議会におきまして、工事請負費の予算化をお願いをしております。この農道区間に設置してある、横断しております 2 ヶ所の排水溝ですね、工事をすることにしております。今、発注業務をやっておりますので、本年度中には工事が完了するというようにしております。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（阿南誠蔵君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

18 番、藏原君。

○18 番（藏原博敏君） 農政課の課長にお願いですけれども、この道路は現状は農道ということになっておりますけれども、殆ど生活道路として皆使っております。

そういったことで、やっぱり建設課所管の市道に移行しないと、今後の監視とか管理で農政課の方では少し無理があるかと思っておりますので、執行部の方で協議していただいて、市道への移行をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） ただ今の質問ですが、もう議員さん言われますとおり、生活道路としての機能の方が強いというふうに感じておりますので、建設課とも今、協議を進めておるところでございます。補助事業でやったものですから、そういったことも今後、調査をしながら前向きに検討していきたいというふうに思っています。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 他に質疑がないようですので、日程第 4、報告第 1 号については、

報告を終わります。

日程第 5 議案第 1 号 阿蘇市黒川出水災害危険区域に関する条例の制定について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第 5、議案第 1 号「阿蘇市黒川出水災害危険区域に関する条例の制定について」を議題と致します。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今議題とさせていただきました、議案第 1 号「阿蘇市黒川出水災害危険区域に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

まず、提案理由の説明でございます。

議案集の 4 ページをお願い致します。

本件は、建築基準法第 39 条の規定に基づき、災害防止上、黒川流域を災害危険区域に指定し、建築物の建築に制限を設ける必要があるため、本条例を制定するものでございます。

条例の内容について、説明をまいります。

3 ページをお開きいただきたいと思います。

まず第 1 条、これはこの条例の趣旨について規定しております。

この条例は、建築基準法第 39 条の規定に基づき、一級河川白川水系黒川流域の災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限に関して必要な事項を定めるものとしておるところでございます。

第 2 条につきましては、災害危険区域の指定について規定しております。

災害危険区域を指定するのは、市長というふうに定めているところでございます。

次に、第 2 項において、指定の手続きについて定めております。指定につきましては、指定区域を告示、それから一般の縦覧に付するというようにしておるところでございます。

それから、第 4 項におきましては、災害危険区域の変更又は解除につきましても、同様に告示、及び縦覧の手続きを経て、変更及び解除を行うということにしておるところでございます。

次に、第 3 条につきましては、建築物の建築の制限等について規定しておるところでございます。

災害危険区域内においては、住宅、共同住宅等、人が住むための部屋を有する建築物、並びにホテル、旅館、病院、診療所、及び児童福祉施設等を建築してはならないということにしております。

ただし、あらかじめ市長の認定を受けた建築物については、建築できるというふうにしておるところでございます。

この、市長が認める認定の要件と致しまして、一番下の方に（1）がございしますが、第 1 号と致しまして、災害危険設定水位、これは九州北部豪雨の規模の黒川の出水によって浸水が起こるといような水位でございますが、この水位まで嵩上げた建築物につきましては建築できるということにしております。

これにつきましては、用途は問わないというところでございます。

次に、4ページをお願い致します。

第2号と致しまして、一階部分に居住室を有しない建築物、これにつきましては、ホテル、病院、福祉施設等を除くものでございますけれども、この建築物について、災害危険設定水位以下の部分に居住室を有しないものというふうにしておるところでございます。

例を申しますと、一階部分が車庫、事務所、店舗等で、二階部分に住家がある建築物を想定しているところでございます。この第2号につきましては、構造は問わないということで、木造でも可能ということになっております。

次に、第3号で、ホテル、旅館、病院、診療所、並びに福祉施設等でございますが、これらにつきましては、設定水位以下の部分の主要構造部を鉄骨造、鉄筋コンクリート造、または鉄骨鉄筋コンクリート造で造ってあるもの、かつ、設定水位以下の部分にホテル、旅館におきましては宿泊室、病院、診療所においては病室、福祉施設等については寝室を設けないということが条件となっております。

次に、第4号、法第85条第2項の応急仮設建築物、または仮設建築物というふうにしております。

これにつきましては、応急仮設建築物については、災害があった場合に建築する官公庁等の公益上必要な用途に使う建築物のことを指しております。また、仮設建築物につきましては、災害危険区域内で工事を施工するための現場事務所、それから資材置き場これら等を想定しているところでございます。

それから、第4条におきまして、条例に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、規則で定めるということになっております。

また、この条例の施行日につきましては、公布の日から施行するというようにしていただいております。

この条例につきましては、浸水被害防止のためには必要な条例でありますけれども、対象区域の住民の皆さんに経済的負担を強いるとともに、将来の地域づくりに大きな影響を与えることが危惧されるために、これまでパブリックコメントや住民説明会により、市民の皆さんのご意見をお聞きするとともに、市議会におきましても数度の説明会や審議を経まして、熊本県に対し、阿蘇地域住民の早急な安心、安全な暮らしの実現に向けた緊急要望書を提出していただきまして、地域住民の不安の解消のために対策を講じてきたところでございます。要望に対する県の対応も踏まえまして、本日、条例を提出させていただきましたので、ご審議賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

○議長（阿南誠蔵君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

12番、五嶋君。

○12番（五嶋義行君） 12番、五嶋です。

条例制定について、質疑よりも意見を述べたいと思います。

本条例は、宅地嵩上げ、輪中提事業について、する上で条例の制定が必要であります。元々、

標高の高い所にあるこの阿蘇地域が、黒川の流が悪いが為に浸水被害が起こること自体がおかしいことだと思っておりますし、また危険区域になることによって、その地域の地価は下がるでしょうし、今、総務部長の説明にもありましたが、住民の説明会についても、多くの人たちを集めた住民説明会で、やはり隅々までの理解、住民それぞれの理解度が若干違うような感じが致します。

今後は、川づくり協議会等の会議があった場合は、やっぱり隅々までその情報が下りていくようなことをお願いしたいと思います。

そしてまた、激特事業後には、速やかに抜本的な河川改修をして、出来るだけ早くこの条例の解除が、危険区域の解除が出来るようなことをお願いしまして、意見とします。宜しくお願いします。

○議長（阿南誠蔵君） 今、意見でございましたが、答弁等ございますか。

宜しいですか。

他にございませんか。

はい、河崎君。

○7番（河崎徳雄君） 私は要望というよりも、お尋ねを致します。

先ほど今、部長から最後に説明がありましたように、住民の不安を無くすために、行政と我々議会も要望書を提出して、ほぼ満足な回答が出たんじゃないかと、少しでも不安を和らげる処置は出来たなと思っておりますけれども、ちょっとお尋ねですけれども、対象住民、対象家屋ですね、この人には詳しく査定が今から話されていると思っておりますけれども、対象家屋について、工事の金額に上限があるのか、例えば5,000万円かかるけど2,000万円しか事業対象にならんとか、そういう上限の対象が、嵩上げ160戸について、嵩上げについて上限の制限があるのか。

それと、私も、住民4ヶ所の説明会に行きましたけれども、住民の間から固定資産を含め、家屋は勿論ですけれども、水田が4,440haですかね、これについて固定資産税あたりの優遇措置があるのかということと、もう一つはちょっと宅地嵩上げとは関連がありませんけれども、輪中提、遊水池あたりに関連がありますけれども、そこで農家からの要望が出ておるのが、暗渠排水あたりをして欲しいという別な協議会でありましたけれども、そのことについてお尋ねを致します。

○議長（阿南誠蔵君） 総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今のご質問に、お答え申し上げます。

まず、補償金に上限があるのかというご質問でございますが、これまで県のお話を聞いてみると、そういったものはないのではないかとというふうに思っております。何故かと申しますと、個別に必要な金額を積み上げていくような算定方法でございますので、それぞれ住居によって、或いは設定水位によって金額が変わってくるかと思っておりますけれども、それぞれ個別に調査して積算してございますので、そういった上限は制限はないというふうに思っておりますのでございます。

それから、田に関する固定資産税の特例と言いますか減免措置があるかというところでござ

いますが、災害危険区域内でございますけれども、今回の災害危険区域、まあ数十年に1回の想定しているところでございますし、通常に田んぼとして、いわゆる収益は取れるというふうなところでございますので、税務課と致しまして、すぐに軽減をするというようなことは今のところ考えてはいたところでございますけれども、将来に亘り、いわゆる固定資産税の評価は実際の取引の価格によって決まっておりますので、そういったことで現実的に取引価格が下落していくようであれば、当然、評価額も下がってくるものというふうに思っているところでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 暗渠排水の件ですけれども、例えばこの危険区域、それから遊水池の地役権の設定の部分ですね、そういった所の暗渠排水と思いますけれども、特段そういう区域だから暗渠排水の事業の対象にならないということは聞いておりません。本来、先ほど総務部長が言いましたように、通常の営農をやる訳ですので、営農の部分でそういう暗渠が必要な部分は出来るといふふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

河崎君。

○7番（河崎徳雄君） ただ今、工事費の上限については、私もそうだろうとは思っておりますけれども、市長さんもお見えでございますけれども、市長さんとは黒川地区の新年会がございましたけれども、佐藤県議が挨拶の中で上限があるというような挨拶をしましたので、私は不安に思っておりましたけれども、県あたりにそういうことはないか確認をしていただきたいと思っております。機会があれば、佐藤県議が間違ったこと言えば、住民不安を招きますので、谷崎君間違いありませんね。

そういうことで、宜しく願い申し上げます。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

1番、谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） 谷崎です。

第2条の2と3ですね、2と3のところに告示して、告示によりその効力を生ずるということで書いてありますので、告示したら即座に効力が生じるということだと思います。その前に、住民に具体的な線引きで、ここから危険区域だとかその線引きの説明とかはされるのか、そこで住民が何かそこは違うぞとかいう話になった時に、その前に訂正するのか告示の後に訂正するのか、そのことについて一つお尋ねします。

その次に、盛土、要は危険区域設定した後に家を建てようと思えば盛土して建てないといけないんですが、個別、家の大きさによって違うとは思いますが、その盛土をする時に大体建築費が何割ぐらい、幾らぐらいとか何割ぐらいとか、どのぐらいか大きくなるかというのは、ちょっと考えておられるのか、概算とか計算とかされているのか、第3条の(2)ですね、下の部分に居室を有しないものと、すみません私ちょっと、文書の読み方があれなんですけど、これは車庫を作ってその住居が基準に達してる場合は建てても良いということになるのでしょうか。

その3点お尋ねします。

○議長（阿南誠蔵君） 総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今のご質問に、お答え致します。

いわゆる告示の前に住民に対して、いわゆる危険区域について説明するのかというところでございますが、これについては、もう1回説明会を開くというようなことは想定しておりません。何故かと申しますと、いわゆる災害危険区域の範囲を決めるまでに、これにつきましては、熊本県が調査を行っているところでございますが、これについては、かなり地元に入って住民の方々の意見等を聞きながら既に設定してあります。当初に比べますと、最終案についてはかなり修正等もしてございますので、そういった地域住民の意見というのはですね、今の図面に十分反映されているものというふうに思っているところでございます。

それから、盛土の費用でございますけれども、具体的にどの位かかるかというのでございますけれども、大体ですね、これは概算でございますけれども、1m上げている場合にですけれども坪5万円ぐらいかかるのではないかなというふうなことを聞いているところでございます。例えば、20坪だったならば100万円ぐらいかかるんじゃないかなと、1m上げるののですね、その位かかるんじゃないかなというふうには聞いておるところでございます。

4ページの(2)の一階部分い居室を有しない建築物につきましては、これは水が1mぐらい来とったというところで、そこが二階建てであって、一階部分は車庫にして、二階に住居とするという部分については良いですよということなんです。一階部分、水が来ても、一階部分が浸かっても、一階部分に居室を有してない建物については、木造でも鉄筋コンクリートでも何でも構わないということです。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

15番、井手明廣君。

○15番（井手明廣君） 15番、井手です。

お願いでありますけれども、この第1条の中においてですね、この災害区域内には建物、建築等の制限をするというようなことで出ております。

昨日もちょっと、お話が地区で出ておりましたけれども、県の方から一応、どしこ埋め上げる、どしこ埋め上げると個人的に160戸ですかね、そういうことが示されておりますけれども、個人的に業者との話し合いをやってくれというようなことを県が言っておりましたが、出来るならば、やはり老人の方もおられるし、そういうところは地域の区長さんを頭において、宅地嵩上げなんかを進めていただいたならいいなというような話も昨日の夜出ておりました。

その辺は、市として区長さんをお願いが出来て、その集落をまとめていただければいいなというようなことでお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今のご意見と言いますか、懸念につきましては、当初から市の方も補償金を貰って、後は対象者の方が自分から契約をするというような手続きについては非常に不安があるというようなことで、前回、熊本県に対する要望をさせていただいたところでございます。その中で、第三者委員会みたいなのを作って、そこがそういった被災者

の方に代わって、色んなことを手続きを行うというような、そういった組織を立ち上げてくれるというようなことをお願いして、県におきましても、それについては検討するか組織を作るというようなことを回答をいただいておりますので、そこが窓口になって事業が進んでいくものというふうに思っておりますので、どうぞご理解宜しくお願い申し上げます。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

河崎君、3回目です。

○7番（河崎徳雄君） この出水災害の危険区域の条例の制定については、是非、成立するといいなと思っておりますけれども、関係がありますのでちょっとお尋ねですけれども、土砂災害危険区域、また特別区域がどれだけあって、この建築基準法ではどのような土砂災害の危険区域、並びに特別区域の制約があるのかをお尋ねを致します。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 土砂災害危険区域については、現在、阿蘇市内に99ヶ所指定されております。この指定は土砂法に基づきまして、あくまでも民家を守るための区域ということで指定されております。

詳細につきましては、今、資料を持ち合わせておりません。大変申し訳ありませんけれども、後ほど個別にご連絡を差し上げさせていただきます。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 他に発言がないようですので、なければ議案第1号に対する質疑は以上で終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第1号を採決致します。

本案は原案のとおり、決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

従って、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第6、議案第2号「平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題と致します。

財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） それでは、ただ今議題とさせていただきました、別冊1になります。

議案第2号、平成26年度阿蘇市一般会計補正予算（第7号）についてご説明を致します。

1 ページをお願い致します。

第1条になりますが、既定の予算総額に753万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ176億4,374万9,000円と致しております。

3 ページをお願い致します。

第2表の繰越明許費補正につきましては、次年度に繰越して使用する必要がありますので、追加として986万2,000円を計上致しております。

6 ページをお願い致します。

歳出になりますが、款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費の節19負担金補助及び交付金の、要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業補助金986万2,000円につきましては、事業再開に伴う阿蘇白雲山荘の改修工事に関する事前の耐震診断事業として補助するものでございます。

なお、事業費のうち、財源と致しまして591万8,000円が国庫補助金、197万2,000円が県補助金となります。

次に、款10災害復旧費、項3公共土木施設災害復旧費、目1河川等災害復旧費の節13委託料、測量設計調査業務委託料の650万円と、節15工事請負費の単独災害応急工事1,107万円につきましては、下り山川護岸の空洞化等によりまして崩落等の可能性がありますことから、緊急的な措置費用として計上しております。

以上、阿蘇市一般会計補正予算（第7号）につきまして、ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） 谷崎です。

6ページの、今説明されたところが、耐震補助事業が白雲山荘ということですが、今、白雲山荘の所有は個人ですか、お尋ねします。

○議長（阿南誠蔵君） 総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今のご質問にお答え致します。

白雲山荘の所有者は、登記簿上、個人になっております。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第2号を採決致します。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

従って、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了致しました。

平成 27 年第 1 回阿蘇市議会臨時会を閉会致します。

なお、議員各位におかれましては、連絡事項がございますので、そのまま自席にてお待ち
いただきたいと思えます。

お疲れ様でございました。

午前 10 時 40 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

平成 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員